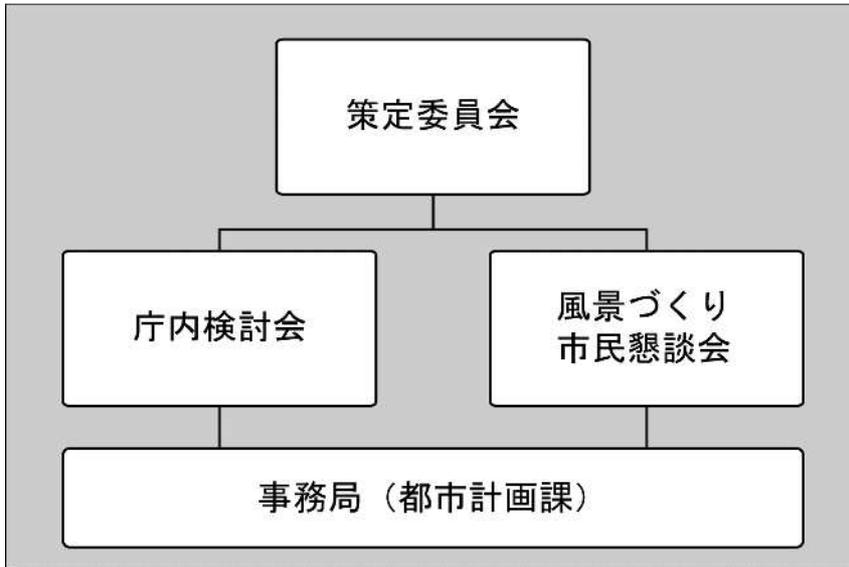
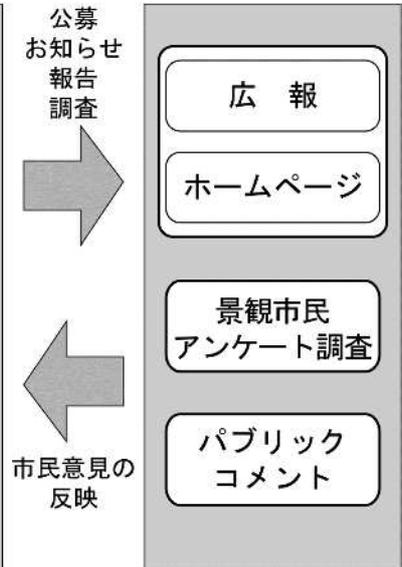


◆策定体制と手続き

■計画策定の体制



■市民参加



策定委員会

目的と役割：景観計画策定に係る最上位組織として、総合的な見地から計画案全体についての検討と調整を行ない、計画素案の承認（原案の策定）を行う。

メンバー構成：学識経験者、議会代表、団体代表、地域代表、風景づくり市民懇談会代表、山梨県関係者、市関係者により構成する。

庁内検討会

目的と役割：景観計画立案における庁内の検討組織として、行政の立場から所属部署の方針や所管計画との調整を行ない、計画素案の検討を行なう。

メンバー構成：関係各課の代表者（リーダークラス）により構成する。

風景づくり市民懇談会

目的と役割：景観計画立案における市民の検討組織として、市民の視点から地域に身近な景観について協議を行い、協議の成果を「（仮称）上野原市風景づくり市民プラン」としてまとめ、市に提案する。

メンバー構成：一般公募に応じた市民により構成する。

計画策定の手続き

